

医政発 0401 第 67 号
令和 8 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

異状死死因究明支援事業の実施について

標記については、平成 22 年 3 月 31 日医政発 0331 第 18 号本職通知の別紙「異状死死因究明支援事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

また、貴管下関係者に対しては貴職からこの旨通知されたい。

新旧対照表

改正案	現 行
<p data-bbox="412 260 788 287">異状死死因究明支援事業実施要綱</p> <p data-bbox="860 357 1088 384">医政発 0331 第 18 号</p> <p data-bbox="860 405 1088 432">平成 22 年 3 月 31 日</p> <p data-bbox="734 453 1088 480"><u>最終改正 医政発 0401 第 67 号</u></p> <p data-bbox="887 501 1088 528"><u>令和 8 年 4 月 1 日</u></p> <p data-bbox="116 600 215 627">1. 目的</p> <p data-bbox="116 647 1088 818"><u>死因究明において、医師によって解剖、検査等が必要と判断された場合には、その適切な実施が担保される体制が、全ての都道府県において構築される必要がある。</u>都道府県における死因究明の取組に対して財政的支援を実施することにより、死因究明の体制づくりを推進することを目的とする。</p> <p data-bbox="116 887 224 914">2 (略)</p> <p data-bbox="116 983 264 1010">3. 補助基準</p> <p data-bbox="116 1031 1088 1201">(1) <u>検案する医師等が必要と判断する解剖等(刑事訴訟法</u> (昭和 23 年法律第 131 号) の規定に<u>基づくもの、警察等</u>が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 (平成 24 年法律第 34 号) の規定に<u>基づくもの、病理解剖</u>及び系統解剖を除く。)に係る死因究明の取組であること。</p> <p data-bbox="116 1222 277 1249">(2) (略)</p> <p data-bbox="116 1318 264 1345">4. 事業内容</p> <p data-bbox="116 1366 1088 1441">(1) 死因不詳の死体に対して、<u>解剖や死亡時画像診断、薬毒物等検査を実施に必要な経費の支援を行うものとする。</u></p>	<p data-bbox="1406 260 1783 287">異状死死因究明支援事業実施要綱</p> <p data-bbox="1845 357 2074 384">医政発 0331 第 18 号</p> <p data-bbox="1845 405 2074 432">平成 22 年 3 月 31 日</p> <p data-bbox="1733 453 2074 480"><u>最終改正 医政発 0401 第 8 号</u></p> <p data-bbox="1872 501 2074 528"><u>令和 7 年 4 月 1 日</u></p> <p data-bbox="1102 600 1200 627">1. 目的</p> <p data-bbox="1102 647 2074 818"><u>都道府県知事等が必要であると認めているものの、解剖体制が整っていないことにより解剖が極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、</u>都道府県における死因究明の取組に対して財政的支援を実施することにより、死因究明の体制づくりを推進することを目的とする。</p> <p data-bbox="1102 887 1209 914">2 (略)</p> <p data-bbox="1102 983 1249 1010">3. 補助基準</p> <p data-bbox="1102 1031 2074 1201">(1) <u>都道府県知事等が必要と判断する解剖等(司法解剖(刑事訴訟法</u> (昭和 23 年法律第 131 号) の規定に<u>基づく解剖をいう。)、調査法解剖(警察等</u>が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 (平成 24 年法律第 34 号) の規定に<u>基づく解剖をいう。)、病理</u>解剖及び系統解剖を除く。)に係る死因究明の取組であること。</p> <p data-bbox="1102 1222 1263 1249">(2) (略)</p> <p data-bbox="1102 1318 1249 1345">4. 事業内容</p> <p data-bbox="1102 1366 2074 1441">(1) 死因不詳の死体に対して、<u>解剖又は死亡時画像診断等検査を実施する。また、原則として実施施設における全ての小児死亡事例に対し死亡時画像診断を</u></p>

(2) ~ (3) (略)

(4) 解剖等を実施するため、遺体安置場所等から解剖等実施施設への遺体搬送に必要な経費の支援を行うものとする。

(5) 解剖医等自身が遺体からの感染を防ぐため、感染防護等消耗品の整備に必要な経費の支援を行うものとする。

(6) 大規模災害発生等に備えた検案体制の構築を推進するため、大規模災害時等の検案作業やこれに備えた訓練に必要な資機材等の整備に必要な経費の支援を行うものとする。

5. その他

(1) (略)

(2) 本事業を活用する都道府県においては、本事業の対象となり得る全ての小児死亡事例に対し死亡時画像診断を実施する体制が整っていることが望ましい。

(3) 死亡時画像診断の有用性等の検証を行うため、本事業を活用した施設は、死亡時画像読影技術等向上研修事業の実施主体に対し、実施した小児死亡事例の画像情報、画像診断レポート、臨床データ等を提供するなどの協力を行うものとする。

(4) (略)

実施するものとする。

(2) 死亡時画像診断の有用性等の検証を行うため、死亡時画像読影技術等向上研修事業の実施主体に対し、実施した小児死亡事例の画像情報、画像診断レポート、臨床データ等を提供するなどの協力を行うものとする。

(3) ~ (4) (略)

5. その他

(1) (略)

(2) (略)

異状死死因究明支援事業実施要綱

医政発 0331 第 18 号
平成 22 年 3 月 31 日
最終改正 医政発 0401 第 67 号
令和 8 年 4 月 1 日

1. 目的

死因究明において、医師によって解剖、検査等が必要と判断された場合には、その適切な実施が担保される体制が、全ての都道府県において構築される必要がある。都道府県における死因究明の取組に対して財政的支援を実施することにより、死因究明の体制づくりを推進することを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県その他厚生労働大臣が認める者とする。また、事業目的の達成に必要なときは事業を委託することができる。

3. 補助基準

- (1) 検案する医師等が必要と判断する解剖等（刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の規定に基づくもの、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）の規定に基づくもの、病理解剖及び系統解剖を除く。）に係る死因究明の取組であること。
- (2) 医療関係団体、大学医学部法医学教室又は病理学教室、警察等との協力体制が整っていること。

4. 事業内容

- (1) 死因不詳の死体に対して、解剖や死亡時画像診断、薬毒物等検査の実施に必要な経費の支援を行うものとする。
- (2) 死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）第三十条に基づき、地方公共団体が設置する死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）を開催する際の旅費、謝金、会議費等の支援を行うものとする。
- (3) 地域における死因究明等に係る課題の解決等のため、地域の状況に応じて、地方協議会の下で開催する研修に必要な経費の支援を行うものとする。
- (4) 解剖等を実施するため、遺体安置場所等から解剖等実施施設への遺体搬送に必要な経費の支援を行うものとする。
- (5) 解剖医等自身が遺体からの感染を防ぐため、感染防護等消耗品の整備に必要な経費の支援を行うものとする。

- (6) 大規模災害発生等に備えた検案体制の構築を推進するため、大規模災害時等の検案作業やこれに備えた訓練に必要な資機材等の整備に必要な経費の支援を行うものとする。

5. その他

- (1) 都道府県は、地方協議会における死因究明等に関する施策の検討や推進、検証、評価のため、本事業の実施状況等（過年度の実施結果を含む。）を当該協議会に報告すること。
- (2) 本事業を活用する都道府県においては、本事業の対象となり得る全ての小児死亡事例に対し死亡時画像診断を実施する体制が整っていることが望ましい。
- (3) 死亡時画像診断の有用性等の検証を行うため、本事業を活用した施設は、死亡時画像読影技術等向上研修事業の実施主体に対し、実施した小児死亡事例の画像情報、画像診断レポート、臨床データ等を提供するなどの協力を行うものとする。
- (4) 本事業の検証を行うため、事業実績報告の内容を踏まえ、必要に応じて実施主体を対象にヒアリングを行う。